

報道関係者 各位

令和 5 年 6 月 29 日(木)
【照会先】
愛知労働局労働基準部賃金課
賃金課長 平井 秀明
主任地方賃金指導官 高橋由里子
電話番号 052(972)0258

愛知地方最低賃金審議会を開催 ～愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問～

下記により、第 509 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

記

- 開催日時：令和 5 年 7 月 4 日(火) 午後 3 時 00 分から
- 場 所：K K R ホテル名古屋 4 階 福寿の間
名古屋市中区三の丸 1 - 5 - 1
- 主な議題
 - 愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問(愛知労働局長から審議会会長へ)
 - 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問
- 取材を希望される方は、令和 5 年 7 月 3 日(月)午後 5 時 00 分までに
次のホームページに設置する申込フォームからお申し込みください。

愛知労働局 > 事例・統計情報 > 最低賃金・家内労働関係 > 公示・公告

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi->

[roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/koujikoukoku.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/koujikoukoku.html)

